

「多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価原案」のパブリックコメント

1	件名	「多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価原案」のパブリックコメント（意見公募）
2	目的	多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画の計画期間 5 年の最終年度を迎え、実施事業の事後評価原案を作成しました。広くその原案を公表し、市民の意見を募るとともに、それらの意見を事後評価に反映させることを目的とします。
3	事業内容及び事業説明	<p>「多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画」は都市計画マスタープランに位置付けられた広域拠点にふさわしい、魅力と賑わいあふれる街づくりを実現する為、平成 29 年 3 月に策定しました。</p> <p>計画に位置付けられた基幹事業として、道路占用許可制度の特例を活用したオープンカフェ事業、ストリートファニチャー(ベンチ)やサインの整備事業等を実施しました。また、駅周辺の都市計画施設等、公共施設のリニューアル整備等を計画の関連事業として位置付け、実施しています。</p> <p>作成した事後評価原案では、各種事業の実施による街の課題の変化と今後の街づくりの方策を記載しています。</p>
4	資料内容及び公表方法等	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価原案」 <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所：東庁舎 2 階都市計画課、第二庁舎 1 階行政資料室、市役所 1 階ロビー ・市内各図書館・多摩センター駅出張所 聖蹟桜ヶ丘駅出張所・永山公民館 ・多摩市公式ホームページを利用した閲覧
5	対象者	市内にお住まいの方、市内で働いている方、市内の学校に通われている方、市内で事業を営まれている方及び活動されている団体等が対象です。
6	意見募集期間	令和 3 年 11 月 22 日（月）～令和 3 年 12 月 10 日（金）午後 5 時まで ※郵送の場合は、期間内必着
7	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含みます）：都市計画課</p> <p>(2) 回収箱（行政資料室、市内各図書館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館の回収ボックスに投函）</p> <p>(3) 郵送：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 都市整備部都市計画課</p> <p>(4) ファクシミリ：042-339-7754 都市計画課あて（受信確認のため送信後に電話番号 042-338-6856 へお電話ください）</p> <p>(5) 公式ホームページ内に期間中設置する応募専用フォーム</p>

8	意見提出の際の必須記入事項	<p>(1) タイトル「多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価原案への意見」</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4) 意見本文</p> <p>※公式ホームページ内の応募専用フォームを利用する場合は、タイトルの記入は不要です。</p> <p>※(1)～(4)の項目のいずれかが記入されていない場合、市民意見として取扱いできない場合があります。</p>
9	意見の取扱い及び応答方法	<p>(1) 期間中にいただいた意見を参考に、「多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価」を策定していきます。</p> <p>(2) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。</p> <p>(3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される記述はしないでください。</p> <p>(4) 意見募集期間中にいただいた「市政への提言」は、市民意見募集に寄せられた意見として取り扱わせていただきます。</p> <p>(5) 意見提出者への到達通知は行いません。</p>
10	担 当	都市計画課 電話042-338-6856 (直通)